

徳島県規則第十九号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百十八号の六の次に次の一号を加える。

第四百十八の七 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百六十六号から第四百六十八号までを次のように改める。

第四百六十六 削除

第四百六十七 警備業認定更新申請手数料

第四百六十八 削除

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第五百十二号の三から第五百十二号の七までを削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。